

## 海外募集型企画旅行取引条件説明書面（共通事項）

この旅行は、株式会社アドベンチャー（以下「当社」といいます。）が企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

この書面は、旅行業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5及び当社の旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）第9条第1項の契約書面（以下「契約書面」といいます。）の一部として取り扱います。お客様が締結しようとする旅行契約の内容は、この書面の他、当社約款、skyticket利用規約、当社ホームページ上の「旅行内容確認ページ」に記載したところによります。

### 1. お申込みにあたっての注意

- (1) 旅行申込書にはパスポート記載の氏名をご記入ください。お客様がご旅行申込書にお客様の氏名を誤って記入された場合、婚姻等により氏名が変更になった場合には、予約・発行済みの航空券等の取消や手配済みの客室を取り消した上で新たに座席の予約・航空券等の発行、新たに客室を手配することが必要になる場合があります。また、新たに座席や客室が確保できた場合であっても、適用される運賃や料金が異なるものとなった場合には、新たに適用となる運賃・料金と取消に係る運送・宿泊機関の運賃・料金等との差額及び運送・宿泊機関等から課された取消料をご負担いただきます。なお、運送・宿泊機関の席や客室の販売状況により、新たな席や客室の予約ができず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、当社所定の取消料をいただきます。
- (2) お申込みの時点で未成年者の方は、お申込みの際に親権者の同意書を提出してください。
- (3) 健康を害している方、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨及び旅行中に必要とされる措置の内容をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。当社は可能な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状態及び必要とされる措置の内容についてお客様にお伺いし、又は書面でそれらをお申し出いただくことがあります。なお、お客様からお申し出いただいた措置を講じることができないことが確実でない場合又は渡航先国へ入国できるかどうか不安がある場合には旅行契約の申込みをお断りし、又は契約を解除させていただくことがあります。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (4) 当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。
  - ①当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき
  - ②応募旅行者数が募集予定数に達したとき
  - ③お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
  - ④通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等、

お客様が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき

- ⑤お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ⑥お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑦お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑧当社の業務上の都合があるとき。

## 2. 旅行契約の申込み及び成立時期

- (1) 旅行申込内容入力ページに所定事項をご記入いただき、必要な同意確認をした上で、お申込みください。
- (2) 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理し、申込完了の通知がお客様に到達した時点をもって成立します。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部又は全部に充当します。
- (3) 当社より申込完了の通知を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合またはエラーメール等お客様側の事情により申込完了の通知が確認できなかったとしても契約成立となりますので、申込送信後に申込完了通知が確認できなかった場合は、ホームページ上の「予約確認・マイページ」にてお客様ご自身でご確認いただくか、当社までご連絡ください。

## 3. 通信契約による旅行条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けることを条件に、電話、メール、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- (2) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (4) お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

## 4. 確定書面（最終日程表）の交付

確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面（最終日程表）は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日までに交付いたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合に

は旅行開始日当日までに交付いたします。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

## 5. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した次に掲げるものが含まれます。

- ① 運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。特に表示のないときは、航空の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。）
- ②送迎バス料金、都市間の移動バス料金、観光バス料金
- ③レンタカー料金・保険
- ④ホテルの宿泊料金及び税・サービス料金
- ⑤食事の料金及び税・サービス料金
- ⑥観光に伴う入場料金及びガイド料金
- ⑦添乗員が同行するコースの添乗員経費等

## 6. 旅行代金に含まれないもの

前項以外は旅行代金の中に含まれていません。その一部を例示します。

- ①超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
- ②宿泊施設利用における宿泊税（一部注釈のあるコースにおける宿泊税を除く）、空港施設使用料等（ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます。）
- ③飲物代、クリーニング代、電報・電話料、ホテルのルームボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税 サービス料
- ④傷害、疾病に関する治療費
- ⑤ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
- ⑥運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）
- ⑦傷害・疾病保険料
- ⑧特別な配慮に要した費用
- ⑨自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- ⑩各航空会社により設定される運搬料金及び、有料の機内食や飲み物代金など
- ⑪旅行日程中の国際観光旅客税、空港税など（ただし、国際観光旅客税、空港税などを含んでいることを当社ホームページで明示したコースを除く）
- ⑫インターネットを通じたサービス提供による通信料
- ⑬渡航手続関係諸費用（旅券印紙代、証紙料金、ビザ手数料、予防接種料金、渡航手続代行に対する旅行業務取扱料）

## 7. 契約内容の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないとき

は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

- (2) 当社は、お客様の希望による出発日の変更はお受けしていません。お客様が予定された出発日を変更する場合は、お申込みの旅行を取消の上改めて変更後の出発日の旅行にお申込み頂きます。
- (3) 当社は、お客様の希望による旅行内容の変更はお受けしていません。お客様の都合で航空便等運送機関の一部を利用されない場合は、運送機関の規則により、実際に利用した部分に適用される運賃と本旅行に適用される予定であった航空運賃との差額をご負担いただく場合があります（例えば、帰路の航空便を利用されない場合は、往路に適用となる普通運賃と当旅行に利用予定だった特別運賃との差額を負担いただく場合があります。）。

## 8. 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減少することがあります。
- (2) 前（1）の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- (3) 前（1）の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 当社は、第7項（1）に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- (5) 運送、宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

## 9. 旅行者の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として16,500円（消費税込）をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。また利用運送機関・宿泊機関・観光施設等の再予約に伴い追加費用が発生する場合、その金額を請求する場合があります） また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関・観光施設等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 10. 旅行開始前のお客様による契約の解除

(1) お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。

### 【取消料】

A を利用しない場合

旅行契約の解除期日 (旅行開始日の前日からさかのぼって)	取消料
①旅行契約締結後に解除する場合 〔②～⑤を除く〕	なし
②40 日前以降～31 日前以前 (ピーク時の旅行である場合)	旅行代金の 10%
③30 日前以降～3 日前以前	旅行代金の 20%
④2 日前～当日の旅行開始前	旅行代金の 50%
⑤旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

### A. 正規割引航空券を利用する場合 (PEX 運賃)

航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用 (以下、総称して「航空券取消料等」といいます。) の条件 (以下「航空券取消条件」といいます。) 及び金額を明示したもの

旅行契約の解除期日 (旅行開始日の前日からさかのぼって)	取消料
① 旅行契約締結後に解除する場合〔②～⑤を除く〕	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額 (以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。)
② 40 日前以降～31 日前以前 (ピーク時の旅行である場合)	旅行代金の 10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
③ 30 日前以降～3 日前以前	旅行代金の 20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
④ 2 日前 (前々日) ～当日の旅行開始前	旅行代金の 50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
⑤ 旅行開始後の解除又は無連絡	旅行代金の 100%

- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。
- (3) お客様は、次に掲げる場合においては、前(1)の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - ①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第18項(3)の下表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
  - ②第8項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - ④当社が旅行者に対し、第4項に記載の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
  - ⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (4) 契約の解除の申出は、旅行開始日を除き、当社の営業日、営業時間内に当社お申し出ください。旅行開始日当日の解除の申出は、当社休業日の場合、旅行の集合時刻が当社営業時間外である場合には、確定書面(最終日程表)に記載の電話番号にご連絡ください。
- (5) 日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになるときは、(1)に定める取消料が必要となります。
- (6) お客様のご都合による出発日及びコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、(1)に定める取消料を収受します。

#### 1 1. 旅行開始前の当社による契約の解除

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
  - ①お客様が「申込書面」に明示した必要な手続書類等の所持、性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
  - ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - ④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - ⑤お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
  - ⑥スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
  - ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- ⑧上記⑦の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたときが含まれます。（但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料については、第10項（5）に拠ります。）
- ⑨上記⑦の一例として、新規に就航する航空会社及び新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター便を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されたときが含まれます。⑩お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ⑪お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑫お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑬通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき

- (2) お客様が当社が指定する入金期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、第10項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
- (3) 当社は、上記（1）⑤に掲げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

## 1 2. 旅行開始後のお客様による契約の解除

- (1) お客様は旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第10項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
- (2) 前（1）の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

## 1 3. 旅行開始後の当社による契約の解除

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
  - ①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
  - ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、こ

これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
  - ④上記③の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。
  - ⑤お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - ⑥お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ⑦お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (2) 当社が前(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、お客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (3) 前(2)の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

#### 14. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、第8項(3)から(5)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第10項から第13項までの規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) 当社は、お客様と通信契約を締結した場合であって、(1)のとおり旅行代金が減額された場合又は通信契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、お客様に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

#### 15. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契



約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

- (2) (1) の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 16. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮、旅行の中止その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1) の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた(1) の損害については、(1) の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- (4) 航空運送約款又は航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約（重複予約）をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。
- (5) 手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関の故意又は過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

## 17. 特別補償

- (1) 当社は第16項(1)に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款別紙特別補償規程（[https://skyticket.jp/doc/travel\\_industry\\_stipulation/toriatsukairyoukin\\_kaigai.pdf](https://skyticket.jp/doc/travel_industry_stipulation/toriatsukairyoukin_kaigai.pdf)）で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、補償金を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。補償金の支払の概要は次のとおりです。
- ・死亡補償金として2500万円
  - ・後遺障害保証金として2500万円を上限
  - ・入院見舞金として入院日数により4万円～40万円

- ・通院見舞金として通院日数により 2 万円～10 万円
- ・携行品にかかる損害補償金は、旅行者 1 名につき 15 万円をもって限度とします。  
ただし、補償対象品の一個又は一対については、10 万円を限度とします。

- (2) 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金を支払いません。

## 18. 旅程保証

- (1) 当社は、(3) の下表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の、次の①②に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了後の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対して支払います。

### ①次に掲げる事由による変更

- イ. 天災地変
- ロ. 戦乱
- ハ. 暴動
- ニ. 官公署の命令
- ホ. 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止
- ヘ. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

### ②第 10 項、第 11 項、第 12 項又は第 13 項の規定により旅行契約が解除された部分にかかる変更

- ③ホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

- (2) 当社が一つの旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金に 15% を乗じて得た額を上限とします。また、一つの旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、変更補償金は支払いません。
- (3) 変更補償金の支払いが必要となる変更

一件あたりの率 (%)	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レ	1.0%	2.0%

ストランを含みます。) その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	2.5%	5.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更		
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更		

- (注 1) 上記の表において「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- (注 2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- (注 3) ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- (注 4) ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注 5) ④又は⑦若しくは第⑧号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- (注 6) ⑨に掲げる変更については、①から⑧までの率を適用せず⑨によります。
- (注 7) ④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。
- (注 8) 【7】 宿泊機関の等級は旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

## 19. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなればなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について

て理解するように努めなければなりません。

- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。当社の手配代行者の名称、住所、連絡窓口の電話番号等は、確定書面でお知らせします。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 20. お買い物についてのご注意

- (1) お買い物については、お客様自身の責任で購入してください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いは致しかねますので、トラブルが生じないよう商品の確認及びレシートの受け取り等は必ず、お客様ご自身で行ってください。
- (2) 免税払戻しの手続は、その手続を土産物店でご確認の上、ご購入品を必ずお手元にご用意いただき、お客様自身で行ってください。
- (3) ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。また、税関手続の状況、航空機の遅延などによる乗継時間の短縮などの理由により免税手続が出来ないことがあります。その場合でも当社はその責任を負いません。

## 21. 事故等のお申し出について

旅行中に急な発病、事故等が生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする「緊急連絡先」にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください）

## 22. お客様の個人情報の利用目的及び個人データの第三者提供について

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等については別紙「取引条件説明書面」に記載の日程表及び第4項により交付する確定書面に記載されています。）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内、旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内、また、観光庁の「ツアー安心ネット」（平時において外務省の「たびレジ」による旅行先の安全情報等の提供や緊急時においてお客様の安否確認等の連絡のための海外安全情報プラットフォーム）にお客様を登録するために必要な範囲で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店、観光庁等に対し、お客様の氏名、電話番号、メールアドレス等を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。このほか、当社及び販売店では、旅行保険等旅行に必要な当社又は販売店と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社の商品やキャンペーンのご案内のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。当社の個人情報保護方針

にしましては、別掲 URL (<http://skyticket.jp/info/privacy.php>) をご覧下さい。(2) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(3) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務等の旅程管理業務及び空港等でのあっ旋サービス業務等において、取得した個人情報を取扱う業務の一部又は全部を第三者(海外移転を含みます。)へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

### 2.3. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページに明示した日となります。

### 2.4. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込みの際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客さまにはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えまして、ご出発に際し、お客さまご自身で海外安全ホームページをご確認ください。また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>」へのご登録をお勧めします。

### 2.5. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ <https://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

### 2.6. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償が得られた場合であっても必ずしも十分なものと言えない場合があります。

これらの治療費、移送費、又は死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。

また、お客様のご都合により募集型企画旅行を解除される場合は、解除の時期によって、取消料をお支払いいただくことがあります。

旅行契約の事由によっては、保険(特約)が適用される場合もありますので、本旅行の申込みと一緒に旅行変更費用担保特約に加入されることをお勧めします。

## 27. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (3) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはホームページ、パンフレット等に記載している発空港を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。
- (4) 日本国内の空港等から、本項(3)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は旅行契約の範囲に含まれません。
- (5) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、当社はその責任を負いません。
- (6) お客様のローマ字氏名をお申し出又はご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りをお願いいたします。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になり、所定の手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には、第10項に従って取消料をいただきます。
- (7) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品は、ホームページに特に記載のある場合を除き、原則として航空座席の指定・並び席及び客室の眺望・階数指定等を承ることはできません。

## 28. この取引条件説明書面に定めのない事項

この「取引条件説明書面（共通事項）」に定めのない事項は当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社の旅行業約款とこの条件書との間で齟齬が生じた場合は、旅行業約款の規定を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ（<https://skyticket.jp/info/yakkan>）からもご覧になれます。また、運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機関の約款が適用になります。

### <旅行企画・実施>

観光庁長官登録旅行業第2035号

株式会社アドベンチャー

### <東京本社>

東京都渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー24F

### <大阪営業所>

大阪府大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪タワーB27F

(一社)日本旅行業協会正会員

営業日・営業時間：月曜日～金曜日 10:00～18:30（土曜・日曜・祝日 休業）

※当社の営業時間外にファクシミリ、電子メールでいただいたお申出は、翌営業日にお申出いただいたものとして取り扱います。

総合旅行業務取扱管理者

東京本社：富永 怜志、石本 順一      大阪営業所：宇野 瑞季、安部 悠海

※旅行業務取扱管理者はお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

【2023年5月29日改定】